

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成28年3月31日（平成28年（行情）諮問第287号）

答申日：平成29年3月22日（平成28年度（行情）答申第807号）

事件名：「bilateral plans」に関する決裁関連文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月1日付け情報公開第01453号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

不開示決定の取消し。

事柄の重要性を鑑みると、決裁文書が存在しないとはにわかに信じがたい。よって関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、異議申立人が行った開示請求「『bilateral plans』（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）に関する決裁関連文書の全て。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「事柄の重要性を鑑みると、決裁文書が存在しないとはにわかに信じがたい。よって関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」と主張し、原処分の取消しを求めるが、本件開示請求を受けた時点においては「bilateral plans」（The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)）について外務省内幹部へ説明・報告等する段階には至っておらず、したがって説明資料等も作成していな

かった。また、その他開示請求内容に合致する行政文書を十分に探索したが保有を確認できなかったため、原処分を行ったものであり、異議申立人の主張には理由がない。

3 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成29年3月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

「日米防衛協力のための指針」においては、日米両政府は、自衛隊及び米軍による整合のとれた運用を円滑かつ実効的に行うことを確保するため、共同計画を策定し及び更新することとされており、本件対象文書はこの共同計画に関する決裁関連文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は作成も取得もしておらず、本件開示請求を受け、念のため、関係部署において、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等について探索を行ったが、その保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。

イ 本件異議申立てを受け、確実を期すために、再度、執務室内の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

(2) そこで検討すると、上記(1)の2度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とはいえず、本件対象文書の存在をうかがわせる事情も特段認められないことから、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記(1)アの説明を否定することはできず、したがって、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有している

とは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久